

施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01599		住所(所在地)	松阪市曾原町659番地				
			施設名称	三雲公民館(三雲公民館・天白公民館)							
			根拠条例	松阪市公民館条例			設置年度	昭和50年度			
			担当部署	教育委員会事務局 いきがいの学習課			財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	準工業地域		駐車場(収容台数)	14台			
	土地	敷地面積	2095.90 m <sup>2</sup>		所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	三雲公民館・天白公民館			構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階				
		用途	公民館		建築年月日	昭和51年 2月20日		建物取得費	398,720,000 円		
		延床面積	1425.27 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	未実施			耐震補強(実施年月)	未実施				
	円歴大以上計画(画)3等の履歴	実施年度	平成25年度		対象建物	三雲公民館・天白公民館		改修内容	空調設備本体の取替		
		費用(税込)	8,012,550 円								
		リスク・高機能化対応度	管理・運営上の問題点								
		施設の老朽化が著しい。 ・屋根のシート防水材が剥離しており、雨漏りがある。 ・耐震診断が未診断である。 ・空調(吸収式冷水機)が故障し、平成25年度に復旧したが、内部配管及び各室のファンコイル等は現状のままである。 ・バリアフリー化がなされていない。 ・玄関のスロープや手すり、トイレの洋式化が未着手である。駐車場が狭小である。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM8:30~PM9:00		休館日	月、年末年始		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日					
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	公民館事業						
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	2.50 人	合計	2.50 人	
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費					運営・事業等経費					
	光熱水費					指定管理委託料					
	保守点検委託料					その他の経費					
	賃借料					②小計					
	修繕費					財源					
その他の経費					補助金等収入						
人件費					使用料等収入						
職員等					その他収入						
非常勤職員					③年間収入合計						
①小計					8,863,166						
④合計(①+②)-③					8,815,596 円						
					市民一人あたりのコスト						
					52.47 円						
④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3カ年)			H26実績(詳細)					
			H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)				
	貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	10,452	9,459	9,263						
	講座開催日数(年間)	日	188	187	195	303	64.36%				
	趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	40	37	35						
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設		天白小学校					
特記事項	建物面積1,425.27㎡の内532.8㎡は、倉庫等に三雲教育事務所等が使用しており、公民館として使用していない。 三雲公民館は、三雲地域の基幹公民館の役割を担っている。さらに、図書室、調理室がある。 天白公民館は、地域の拠点としての認識が高く、統合等は考えにくい。 また、地域の社会教育を推進するために各所に設置されていることが望ましい。施設の一部をまちづくり協議会の事務所としている。 【避難所指定 有】 平成31年度に建替え予定であり、場所の移転とともに三雲公民館を廃止する。										

